

SAGA2024 競技ピクトグラム発表会等企画・運営及びPR 業務委託 企画提案（プロポーザル方式）実施要領

1 業務内容

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | SAGA2024 競技ピクトグラム発表会等企画・運営及びPR 業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙説明書等による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年8月31日（火）まで |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 SAGA2024 実行委員会事務局総務企画課 担当 中島、恒松

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7322

ファックス番号 0952-25-7495

電子メールアドレス saga2024soumu@pref.saga.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間及び方法

令和3年4月23日（金）から5月11日（火）まで佐賀県ホームページ及びSAGA2024公式ホームページに掲載する。

4 説明会

説明会については行わないが、仕様書等の内容については「6 質問の受付」に沿って質問を行うこと。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、「3 (1) 担当課」に電子メールで提出し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和3年4月30日（金）17時まで

- (2) 参加資格の確認結果は、県の入札参加資格名簿等で参加資格の確認が取れる場合は速やかに通知することとし、県警への照会等が必要な場合は令和3年5月7日（金）までに通知を予定している。

6 質問の受付

- (1) 質問方法：電子メールにて別添質問書を送付すること。

- (2) 受付期間：令和3年5月6日（木）17時まで

※回答については、随時速やかに回答するものとする。

7 提案書等の提出

関係資料を添付のうえ、「3 (1) 担当課」に電子メールにて提出すること。

- (1) 提案書等の内容は、別紙説明書等のおりとする。
- (2) 提出期限 令和3年5月11日(火)17時まで(必着)

8 審査委員会の開催(予定)

- (1) 開催日 令和3年5月12日(水)
- (2) その他 提案者によるプレゼンテーションは行わず、提案書による書面審査とする。

9 結果の通知

令和3年5月13日(木)までにすべての参加者申込者に対し通知する。

10 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準に、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。また、最低基準点は満点の6割とする。
- (4) 審査内容及び評価結果に係る説明、公表は行わない。

11 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に準じ、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないことと

なるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約上限額（消費税及び地方消費税額を含む金額）の範囲内とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 代理人でその資格のない場合

オ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

カ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。